

## 令和5年度公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院の働き方改革に係るコンサルティング業務委託仕様書

### 1 委託業務の目的

- 平成30年の働き方改革関連整備法により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）第141条の規定により、医師に対する時間外・休日労働時間の上限規制が令和6年4月1日から適用される見込みである。
- 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院（以下、「会津医療センター附属病院」という。）では、この労働時間の上限規制の適用開始、さらにはその先の労働時間の短縮目標に対応するとともに、勤務医の健康保持と地域の医療提供体制の確保を両立するため、勤務医の労働時間の短縮に取り組む必要がある。
- 令和3年度より、勤務医の勤務実態を把握し、長時間勤務となる原因等の現状分析、勤務医の労働時間の短縮に向けた有効な取組とその取組を実施する上での課題を抽出、有効な取組の諸課題の解決に向けた検討を進めた。
- 令和4年度においては、令和3年度の業務内容を踏まえ、長時間勤務の可能性が高い医師の時間外労働時間数の縮減に向けた対策の検討、医師の研鑽の労働時間該当性に関するルールの設定のほか、労務管理上の課題等の洗い出しと対策の検討を行った。
- 上限規制適用まで残り1年である令和5年度においては、特例水準医師の有無により対応が異なる労務管理に重点を置き、労働時間の上限規制の適用に沿った適切な運用ができるよう体制の構築を進める。
- 医師の働き方改革に関して多くの知見を有する事業者にはコンサルティング業務を委託することにより、会津医療センター附属病院における上記の働き方改革の取組を迅速かつ着実に進めていく。

### 2 実施体制・要員

本業務は善良な管理者の注意をもって遂行し、以下の体制及び要員とすること。

#### (1) 実施体制

本業務が円滑かつ確実に実施できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者等を指名し、明確にすること。

#### (2) 配置予定の要員

本業務を遂行するための要員は、業務プロセス改善に関するコンサルティング業務の経験がある者を配置すること。

### 3 委託業務の内容

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター（以下、「会津医療センター」という。）に対し、令和6年4月からの勤務医に対する労働時間の上限規制の適用に向けて、厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会報告書（平成31年3月28日）」並びに「医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ」、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（令和4年4月1日）」及び「医療機関の医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン（評価項目と評価基準）（令和4年4月1日）」を参考に、医師の働き方改革に係る以下の支援を行う。

#### (1) 医師労働時間短縮計画（案）の作成支援

現状分析及び課題抽出を踏まえ、医師労働時間短縮計画作成ガイドラインに示された「計画の対象医師」並びに「必須記載事項」及び「任意的記載事項」等に対応する取組について、所属医師の時間外労働を分析し、特例水準医師がいる場合も考慮して労働時間短縮計画（案）の作成を支援する。

(2) 医師の労務管理体制の構築支援

これまでに会津医療センターが策定した医師の時間外労働に関するルールや整理した内容を踏まえ、「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）」に示された「評価項目と評価基準」から必要な内容を考慮し、会津医療センターにおける医師の労務管理体制の構築を支援する。

(3) 検討課題への対応

労働時間短縮のための取組、労務管理について、意思決定や職員の行動変容が必要な部分の実行支援を行う。

(4) 協議・打合せ・報告会の実施

ア 協議・打合せを会津医療センター事務局と随時行い、本業務推進上の課題や取組の進捗状況等を共有すること。

イ 会津医療センター附属病院内の職員の働き方に関する検討会へ出席し、本業務推進上の課題や取組の進捗状況等について成果物を基に報告する。

#### 4 実施場所

職員へのヒアリング、職員とのミーティングや報告会等は、原則として、事務局総務課の指定する場所で実施するものとする。

#### 5 成果物

受注者は、委託期間の満了前までに、次に掲げる事項に留意の上、業務に関する成果物を発注者に提出するものとする。

(1) 成果物の構成

ア 実施報告書

イ (特例水準医師がいる場合) 医師労働時間短縮計画 (案)

ウ 各種会議録

(2) 納入物

ア 報告書 (紙媒体) 3部

イ 報告書及びデータを保存した電子媒体 (CD-RW等) 1部

(3) 納入場所

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター事務局総務課総務係

〒969-3492 福島県会津若松市河東町谷沢字前田 21 番地 2

(公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 2階)

#### 6 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

本業務により得られた成果物は、発注者に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は、第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

上記は、業務完了後も同様とする。

#### 7 その他

(1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 及び福島県個人情報保護条例 (平成 6 年福島県条例第 71 号) の定めると

- ころにより、適切に管理する。
- (2) 本業務に必要となる機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、受託者の負担とする。
  - (3) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権や使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
  - (4) 本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、事務局総務課と受託者が協議の上、決定するものとする。
  - (5) 会津医療センター附属病院の概要については、「福島県立医科大学要覧」(令和4年) (<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/pdf/youran/r4youran.pdf>) を参照すること。